

ほうじんかい

Chibaminami Houjinkai

春

2021年 4・5・6月

No.133

きっと、いろいろな情報に出会えます。

- 速報版 税制改正のあらまし
- 税金情報
- 身近な法律相談
- 各種コラム
- 法人会からのお知らせ 他

千葉南法人会会員の皆様にお届けしております。



新型コロナウイルス感染拡大防止に管内小学校教育現場へ支援品贈呈



めざまし企業の繁栄と社会への貢献
一般社団法人 千葉南法人会



春

2021年 4・5・6月

No.133

表紙の言葉

新型コロナウイルス感染拡大防止に
管内小学校教育現場へ支援品贈呈



例年国税庁後援により青年部会が開催している「租税教室」と女性部会が募集している「税に関する絵はがきコンクール」を児童の安全と教育現場の実情を考慮して本年度両事業を中止とさせて頂きました。その代りとして両事業にご協力頂いている千葉南税務署管内の小学校（千葉市 27 校、市原市 41 校）全校に教育現場支援として、学校設置用アルコール消毒液（1 校当たり 1 リットルボトル 4 本）、4・5・6 年生の児童全員に上部団体全国法人会総連合編纂の租税教育教本「タックスファンドとけんたくん」と文房具を 14,000 名に寄贈いたしました。

INDEX

速報情報	1
『税制改正のあらまし』速報版	
NEWS [活動報告]	4
令和 2 年度確定申告 PR 活動	
○走る広告塔で PR ○PR マスクの配布	
Information [税金情報]	5
税務だより 2021年度国税専門官募集案内	
県税だより 電子申告、電子納税はじめませんか？	
～県税事務所や金融機関の窓口に行かなくても、申告・届出・納付ができます！～	
税金トピックス	6
《新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ》	
消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について	
《新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ》	
国税の納付が困難な方へ(猶予制度があります)	
法律相談	10
テーマ『新型コロナ特措法等の改正について』	
コラム	11
・産業応援コラム『土壌菌農法研究所』	
・天満由美子の健康運（4月～6月）	
事務局からのお知らせ	12
新入会員紹介／法人会からのお願い	





【中小企業における所得拡大促進税制の見直し】

	現行	改正案
要件	① 雇用者給与等支給額(*1)：対前年度を上回ること ② 継続雇用者給与等支給額(*2)：対前年度増加率 1.5%以上	・ 雇用者給与等支給額：対前年度増加率 1.5%以上
税額控除	・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・ 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ(合計 25%) ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度	・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ(合計 25%) ・ 税額控除額は法人税額の20%を限度

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

【中小企業者等の法人税の本則税率と軽減税率】

対象	本則税率		特例の税率
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用時期

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

- 対象となる指定事業に以下の事業を追加
 - イ 不動産業
 - ロ 物品賃貸業
 - ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）
- 対象となる法人に商店街振興組合を追加
- 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限（令和3年3月31日）の到来をもって廃止されます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M & Aを実施する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M & Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM & Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限ります）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額について損金算入を認める措置が講じられます。
 なお、この準備金は、5年間の据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。

適用時期

中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に同法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業が他の法人の株式等を取得した場合に適用されます。

(6) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた計画に事業継続力強化設備等として記載された一定の防災・減災設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。
 改正案では、頻発する災害に備えた対応力の強化に向けた設備投資を後押しするため、計画の認定期限を設けるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われます。

【対象資産の見直し】

対象に加えられた資産	対象から除外される資産
イ 架台（対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る）及び無停電電源装置	イ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター
ロ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ	ロ 資産の取得等に充てるための補助金等の交付を受けて取得等をするもの
ハ 資本的支出により取得等をする資産	

（注）令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率については18%（現行：20%）に引き下げられます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備（仮称）を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年3月31日までに計画の認定を受け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

2 産業競争力の強化

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、以下の税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

[DX投資促進税制の概要]

対象設備	税額控除	又は	特別償却
ソフトウェア	3%		
繰延資産	〔他社とのデータ連携に係るものは5%〕		30%
機械装置			
器具備品			

※ 設備投資総額の上限：300億円
 設備投資総額の下限：売上高比0.1%以上
 税額控除の上限は、カーボンニュートラルに向けた税制措置と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、対象設備の取得等をした場合に適用されます。

(2) 研究開発税制の見直し及び延長

① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%（現行：25%）まで引き上げられます。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限が2%（現行：6%）に引き下げられます。

② 試験研究費の定義の見直し

研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費が追加されます。

適用時期

- ①の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。
- ②の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

(3) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます。

また、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乘せされます。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設（大企業向け）

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得金額の50%）とする特例が創設されます。

なお、中小企業等における繰越欠損金の控除限度額（100%控除）に変更はありません。

適用時期

令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

(5) 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に対する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

適用時期

令和3年4月1日以後に譲渡した対象株式会社に係る譲渡損益課税について適用されます。

3 グリーン社会の実現

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、産業競争力強化法を改正し、同法に定める中長期環境適応計画（仮称）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や、②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。 ※ 税額控除の上限は、DX投資促進税制と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、同法の中長期環境適応生産性向上設備（仮称）等の取得等をした場合に適用されます。

II 所得税関係

(1) 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

【退職所得課税の見直し（2分の1課税の適用関係）】

	従業員		役員等
	退職所得控除後の残額		
勤続年数	300万円以下の部分	300万円超の部分	—
5年以下	適用あり	(現行)適用あり (改正案)適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

適用時期

令和4年分以後の所得税に適用されます。

(2) 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除については、控除期間13年間の特例の適用期限を1年間延長し、一定期間（新築は令和2年10月～令和3年9月末、それ以外は令和2年12月～令和3年11月末）に契約し、かつ、令和4年末までの入居者が適用対象とされます。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については、床面積40㎡以上（原則：合計所得金額3,000万円以下、床面積50㎡以上）の住宅も対象となるよう見直されます。

適用時期

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

Ⅲ 資産税関係

1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特別認定承継会社の役員でないときでも、同制度の適用を受けることができるようになります。

- ① 被相続人が70歳未満（現行：60歳未満）で死亡した場合
- ② 後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

適用時期

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が2年間延長されます。

- ① **教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**
贈与者死亡時の残高（現行：死亡前3年以内の贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算（受贈者が、23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）するよう見直されます。
また、受贈者が贈与者の孫である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう見直されます。
- ② **結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**
受贈者が贈与者の孫である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう見直されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。
ただし、①、②の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、②の受贈者の年齢要件は、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

3) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ① **住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置**
直系尊属から住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額（1,500万円・1,000万円）と同額に据え置かれます。

【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額】

	現行	改正案
消費税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円

（注）上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額です。一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、表の非課税限度額からそれぞれ500万円減の額となります。

② 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合には、住宅用家屋の床面積要件の下限が40㎡以上（現行：所得要件2,000万円以下、床面積要件の下限50㎡以上）に引き下げられます。

適用時期

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ その他

1) 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き

令和3年度は3年に1度の固定資産評価替えの年に当たりますが、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されます。その上で、令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満に限る）及び農地（負担水準が100%未満に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額とされます。
※ 負担水準とは、「前年度の課税標準額÷今年度の評価額×100」で算出された割合（%）をいいます

適用時期

現行の負担調整措置は、令和5年度まで延長されます。

2) 国税関係書類における押印義務の見直し

納税環境のデジタル化を推進する観点から、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務が廃止されます。
ただし、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている国税関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

【国税関係書類における押印義務の見直し】

	国税関係書類	押印
原則	全般（確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書 など）	不要
例外	担保提供関係書類（不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書 など）	必要
	遺産分割協議書（相続税・贈与税の特例における添付書類 など）	

（注）上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされます。

適用時期

令和3年4月1日以後に提出する国税関係書類について適用されます。

*このパンフレットは、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等にご留意ください。

公益財団法人
全国法人会総連合
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6
FAX 03-3357-6682 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>
※内容に関するお問い合わせは、上記の宛先までFAX等文書にてお送りください。なお、個別事業に関するご質問にはお答えできませんので、予めご了承ください。

令和2年度確定申告 PR 活動 ～走る広告塔で PR～

感染症対策としてタクシーで自宅申告を呼びかけ

一般社団法人千葉南法人会（会長麻薙重彦）と一般社団法人千葉南青色申告会（会長藤光一）は、電子申告（e-Tax）により自宅からの確定申告を呼びかけるPR用マグネットシートをタクシー会社に交付する「タクシー出発式」を開催しました。このPR活動も5年目を迎え、今年は新たに新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等として、「税務署に出向くことなくパソコンやスマートフォンによる自宅からの確定申告」を呼びかけるマグネットシートを作成し、千葉県タクシー協会千葉支部・市原支部のご協力の下、タクシー620台に装着され、走る広告塔として3月15日まで「e-Taxによる自宅申告」を呼びかけます。



令和2年度確定申告 PR 活動 ～PR マスクの配布～

感染症対策として税務署に出向くことなく自宅で確定申告を

千葉南法人会は、電子申告（e-Tax）により自宅からの確定申告を呼びかけるPR紙入りマスクを4,000枚作成しました。

このマスクは新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等として、「税務署に出向くことなくパソコンやスマートフォンによる自宅からの確定申告」を呼びかける為、管内の税務署・県税事務所・市役所・病院・ショッピングモールに配布しました。



地域の未来を技術と信頼で繋ぐ

ホームページ <http://www.sasahara-k.com>



株式会社 笹原工務店

「安心・安全」を常に心掛け、社会貢献のできる企業を目指しています

〒290-0143 千葉県市原市ちはら台西二丁目8番2

TEL 0436-74-1421(代) FAX 0436-74-1422

Information

税務
だより

2021年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格

- 1 1991(平成3)年4月2日～2000(平成12)年4月1日生まれの者
- 2 2000(平成12)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学(短期大学を除く。以下同じ。)を卒業した者及び2022(令和4)年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和3年3月26日(金)9時から令和3年4月7日(水)[受信有効]まで
- 3 受験案内交付期間
令和3年2月1日(月)から令和3年4月7日(水)まで
9時から17時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。



- ◇試験日 第1次試験 令和3年6月6日(日)
第2次試験 令和3年7月5日(月)から令和3年7月16日(金)までのうち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係

(代表)03-3542-2111 内線2169



県税
だより

電子申告、電子納税 はじめませんか?

～県税事務所や金融機関の窓口に行かなくても、申告・届出・納付ができます!～

千葉県における電子申告の利用率は、平成27年度は49.43%でしたが、令和元年度には66.10%と年々増加しています。また、令和2年4月1日以降に開始する事業年度からは、大法人(資本金が1億円を超える法人等)が行う法人県民税及び法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されています。

【利用率の推移】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用率	49.43%	54.88%	59.39%	62.79%	66.10%

さらに、令和元年10月からは、地方税共通納税システムもスタートしています。土日祝日、年末年始を除く8時30分から24時まで利用可能で、銀行、信用金庫、信用組合など多くの金融機関で御利用いただけます。

eLTAXの普及に伴い利用方法も改善され、より使いやすいものになっていますので、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、インターネットで申告から納付までの手続きができる電子申告、電子納税を利用してみませんか?

電子申告、電子納税についてのお問い合わせは「地方税共同機構」が運営する「eLTAXホームページ」をご確認ください。

エルタックス

検索

<https://www.eltax.lta.go.jp>

【電話によるお問い合わせは】

ヘルプデスク 0570-081459

受付時間 月～金(土日祝、年末年始を除く)

9:00～17:00

税務署からのお知らせ

令和2年4月（令和3年2月改訂）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

消費貸借契約書に係る印紙税の 非課税措置について

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、**令和4年3月31日までに作成されるもの**について、**印紙税が非課税**となります。

特定事業者とは

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。

非課税措置の対象となる消費貸借契約書

- 特定事業者に対して、**公的貸付機関等^{※1}**又は**金融機関^{※2}**が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される**消費貸借契約書**

※1 公的貸付機関等とは、地方公共団体、政府系金融機関等をいいます。

※2 金融機関とは、銀行、信用金庫、信用協同組合等の民間金融機関をいいます。

還付申請の手続

- 印紙税が非課税となる消費貸借契約書について、既に印紙税を納付している場合には、「**印紙税過誤納確認申請書**」を税務署に提出（※）し、税務署長の過誤納確認を受けることにより、その納付された印紙税額に相当する金額の**還付を受けることができます**。

※ 提出の際は、できるだけ郵送での提出をお願いします。

※ 過誤納となった契約書等（原本）を提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類（原本）を提出する必要があります。

※ 契約書等の原本が金融機関等に保管されている場合や、過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類の発行については、借入先の金融機関等にお問合せください。

※ 「印紙税過誤納確認申請書」の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

「印紙税過誤納確認申請書」の記載要領

印紙税過誤納 確認申請書 GL2016

充当請求

整理番号: 0000000000

〒000-0000 〇〇市〇〇区〇〇町1-2-3 電話 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

申請者: 国税商事 株式会社 代表取締役 国税太郎

税務署長 殿 個人番号又は法人番号: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 同上代理人

下記のとおり印紙税法施行令第14条第1項の規定により過誤納の確認を申請します。
 下記のとおり印紙税法施行令第14条第4項の規定により過誤納の確認と充当を請求します。

区分	文書の種類(物件名)	文書の名称又は呼称	納付税額 (区分が「2」の場合のみ記載してください)	過誤納 になった理由 (その他は裏面参照)
①	消費貸借に関する契約書	金銭借用証書	10000	新型コロナウイルスに係る非課税
②				
③				
④				
合計(数量及び過誤納税額)			10000	
充当請求金額			10000	
還付金額			10000	

証拠書類: 〇〇銀行の証明書 1通 参考事項

還付を受けようとする金融機関: 〇〇 普通 1234567

※ 上記の過誤納の事実のとおり令和 年 月 日確認し(充当請求金額については同日請求のとおり充当)しました。
 なお、還付金額は、他に未納の国税等がない場合に右記お申し出の方法により還付することになりますので、後日、改めてお知らせします。

「消費貸借に関する契約書」と記載してください。

その契約書の実際の名称を記載してください。

過誤納となった理由として、「新型コロナウイルスに係る非課税」と記載してください。

その契約書に貼付した収入印紙の金額を記載してください。

その契約書の日付(作成日)を記載してください。

還付金を受け取る者(申請者)の口座情報を記載してください。

印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 確認する事項や不足書類がある場合には、担当の職員から電話で連絡致しますので、申請書には、日中に連絡可能な電話番号を記載してください。
- 審査の結果、還付を行う場合には、印紙税過誤納確認書を郵送しますので、必ずお受け取りください。
- 過誤納確認の対象となる文書は、印紙税過誤納確認書と併せて郵送により返却します。過誤納確認の対象となる文書の返却を要しない場合は、その旨を印紙税過誤納確認申請書の「参考事項」欄にご記入ください。
- 還付金の支払手続は、印紙税過誤納確認書を発送してから、概ね1か月半かかります。

* 印紙税過誤納確認申請で来署される場合は、手続等に十分な面接時間を設ける必要があることから、電話で事前に予約をお願いします。

- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。
- 申請書の様式など、手続の詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

国税庁

検索

手続の詳細は右のQRコードにアクセス



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内容（猶予が認められると）

- ① 原則として **1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除**されます。
（注）通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%（令和3年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
→ **郵送**（様式は国税庁HPから入手可能）又は **e-Tax** をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、
社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。
総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html
厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税の猶予申請書、記載方法等
詳細はこちら





テーマ 『新型コロナ特措法等の改正について』

今回は、新聞、ニュース等でも大きく取り上げられた、いわゆる新型コロナ特措法等の改正について取り上げます。

Q1 いつ、どんな法律が改正されたのですか。

A1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（いわゆるコロナ特措法、以下「特措法」という）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び検疫法の改正案が、国会でスピード審議され、令和3年2月3日に成立し、わずか10日後の同月13日に施行されました。

Q2 改正の概要を教えてください。

A2 改正点は多岐にわたりますが、主要なものを列挙すると、まず特措法については、

①新たに「まん延防止等重点措置」が設定され、緊急事態宣言まではいかない段階でも、特定の地域に重点措置を発令することで営業時間の変更等の要請を出すことができるようになった

②緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の下で、都道府県知事からの「要請」に正当な理由なく応じない事業者に対して「命令」ができるようになり、そのために必要な範囲での「立ち入り検査」や、命令が出された場合の「公表」もできることとされた

③命令に応じない事業者、立ち入り検査に応じない事業者に対しては、行政罰としての過料（20万円以下または30万円以下）が科されることとなったことが挙げられます。

次に感染症法については、

①都道府県知事等が感染者に対して自宅療養や宿泊療養を要請できる規定が新たに設けられた

②感染者が要請に応じない場合は、入院を勧告し、それでも応じない場合や入院先から逃げた場合は行政罰として50万円以下の過料を科することとされた

③保健所の調査に対して正当な理由なく虚偽の申告をしたり調査を拒否したりした場合、行政罰として50万円以下の過料を科することとされたこと等が挙げられます。

最後に検疫法については、

①検疫所長が感染者に対し自宅待機など必要な協力を要請できる



②感染者が要請に応じない場合は、施設に停留させる措置をとることができ、これにも応じない場合は刑事罰を科することができる旨の規定が設けられました。

Q3 法改正によって事業者にはどのような影響が考えられますか。

A3 特に飲食店等を経営する事業者にとっては、まん延防止等重点措置が新たに設けられたこと、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の下で一定の要件を満たせば立ち入り検査、公表、過料等の措置が取られることとされたことは重要です。

但し、巷で言われているような「要請に従わなかったら即罰金」といった話は誤解であり、A2で述べたとおり要請後の命令にも従わなかった場合に初めて過料の対象となります。また過料は、罰金や科料といった刑事罰とは異なる行政罰であり、前科には当たりません（この点は国会審議の中で当初の政府案よりもかなり軽減されました。）。

一方、事業者支援については、特措法に、国や地方自治体は、特措法等による措置が事業者の経営に及ぼす影響を緩和するために、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものと規定されました。また、様々な施策を行う自治体に対して、国が必要な財政上の措置その他の措置を講ずると規定されています。したがって、これまでよりも事業者の実情に応じた効果的な支援策を講じやすい枠組みが整えられたといえますが、具体的な施策については、今後の動向を注視していく必要があります。 以上



<http://www.marusan.co.jp>

印刷全般、書籍本から名刺まで
「思い」を「カタチ」にする印刷会社

お気軽にご相談ください。

DMハガキ／名刺／チラシ／資料／カレンダー／パンフレット
リーフレット／席次／招待状／論文集／自費出版／随筆集
句集／記念集／パッケージ／各種サンプル作成 他

 **有限会社丸三印刷所**

〒260-0805 千葉市中央区宮崎町774-7

043-263-6952 043-266-4400

人によって竹林は守られてきた

春の房総半島は、タケノコのシーズンです。大多喜のタケノコは特に有名で、柔らかく甘いタケノコは高値で出荷されます。

3月になると、まだ小さいタケノコに旬の味を求めて竹林を歩き回る事もありましたが、ここ最近ではイノシシ達が人間が探すより早くその香りを嗅ぎだし、丈夫な鼻で地面を掘り起こして旬のタケノコを食べつくしてしまうのです。おかげで竹林の中は穴だらけになっています。

なので人間がタケノコを掘れるのは、イノシシが食べ飽きた4月の半ばになってからです。タケノコは5月まで生えてきます。

里山の人々にとって、タケノコはご馳走です。タケノコご飯に味噌汁、テンブラなど、まさしく春の恵みなのですが、最近の人間は贅沢になったので5月になるとタケノコを食べ飽きてしまいます。けれどもタケノコは生えてきます。

そうすると、タケノコはそのまま成長して翌月には立派な長い竹に成長してしまいます。適度に間引かないと竹林は竹藪になってしまうのです。

太いマダケや孟宗竹が房総半島に生えたのは明治以降の事で、千葉には太い竹がありませんでした。田んぼの稲束を干すホダギとして関西から移植されて、農業資材として、物干しざおとして重宝されてきました。また、竹のザルやカゴなど、生活の必需品となりました。村々には、竹カゴを編む職人がいました。そうした人

によって竹林は守られてきたのです。

しかし、竹の加工品が姿を消して、竹資源はダブつき、里山荒廃の元凶とまで言われます。竹林として管理するのは大変です。

5月のタケノコはとてもおいしく、一番おいしいという人もいます。自分で掘ったタケノコの味は格別です。頭を出したタケノコは掘らずに折って採る事ができます。里山のタケノコを採りにぜひお近くの竹林にお越しください。たんまり採れる場所もご案内しますよ。



2月下旬に店頭に並ぶタケノコは高価だ

房総竹林事情 土壌菌農法研究所 石井一行
問い合わせ電話 090-2746-1361

事業鑑定士 (令和3年4月～6月)

天満由美子の健康運 『雪解け準備、ぬかりなく』

♈ おひつじ座 (3/21～4/20)

ダイエットしたいなら、波に乗れそうな時期です。生活リズムに気を配り、基礎体力作りをしっかりすれば、自然と健康的に痩せますよ。

♉ おうし座 (4/21～5/21)

お花を飾る。模様替えをする。違う店へ行く。バスではなく歩いてみる。日常で少しだけ違ったことをすれば、気分転換で頭がすっきり。

♊ ふたご座 (5/22～6/21)

気心の知れた仲間と体を動かすと、健康向上、気持ちも晴れます。チームプレーがおすすめ。少人数でできる卓球、テニスなどでも効果あり。

♋ かに座 (6/22～7/23)

突発的予定が入ったり、着々と計画してきたことが保留になったり。イライラせず、より適切な時期に行うための変更だと考えましょう。

♌ しし座 (7/24～8/23)

普段自分でケアしているところを、プロに施術してもらいましょう。歯のクリーニング、エステ、美容院や床屋さんでのメンテナンスなど。

♍ おとめ座 (8/24～9/23)

相手に合わせてあげるのは、やりすぎると心の負担になっていきそうな時期です。たまには合わせてもらったり、一人行動もしてみましょ。

♎ てんびん座 (9/24～10/23)

しっかり準備を行うことを心がけると、モチベーションも上がり、身体が軽くなっていきますよ。仕事、レジャーどちらの段取りも怠りなく。

♏ さそり座 (10/24～11/22)

やった分だけ効果が出て好調です。逆に、怠るとその分は衰えてしまいます。忙しくても、習慣にしていることは休まないようにしましょう。

♐ いて座 (11/23～12/22)

健康に関する行動も、減点方式から加点方式への転換を試みよう。理想通りにいかなくとも、改善点発見のためのステップと考えましょう。

♑ やぎ座 (12/23～1/20)

あえて流行に乗ってみるとツキがありあそう。季節に関するイベント情報には特に注目しておきましょう。積極的にになってみてください。

♒ みずがめ座 (1/21～2/19)

何か始めようと思ったら、長期的にできるかどうかを基準にしてみよう。単発で行うことは、レジャーとして考えるようにしましょう。

♈ うお座 (2/20～3/20)

お披露目の場を持つてみることをおすすめします。試合でも舞台でも。客観的評価が入ると、不思議と運動自体の効果がアップしそうです。

新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです。
～よろしく願い致します～

有限会社ナカヤ

- 市原市五井中央西1-20-15【五井中央第1支部】
- TEL 0436-21-3229 ●住宅リフォーム

株式会社MKプラント

- 市原市松ヶ島2-18-13【五井南第2支部】
- TEL 0436-63-2677 ●建設業

ひらい板金工業

- 市原市八幡石塚1-12-1【八幡北支部】
- TEL 043-312-9776 ●建設業

ワールドオート株式会社

- 市原市市原246-1【市原支部】
- TEL 0436-42-1009 ●サービス業

長谷川工務店

- 市原市養老1141-6【加茂支部】
- TEL 090-9304-1923 ●建築業

株式会社ユウコウ

- 市原市千種2-16-40【海岸千種支部】
- TEL 0436-63-6333
- 機械器具設置業・機械メンテナンス・配管工事・鍛冶工事

～チラシ同封サービスのご案内～

広報誌に貴社のチラシを入れてみませんか？

チラシ同封サービスは、千葉南法人会会員や公的施設に貴社の広告物を封入し、プロモーションできるサービスです。ご興味のある方は、是非ともご連絡ください。



● 利用料【A4 サイズの場合】

《1チラシあたり》 **12,000円**

- 他サイズ・冊子等 要相談
- ※料金の中には印刷代は含まれておりません。

● 問い合わせ先

一般社団法人千葉南法人会 事務局

〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5
TEL 043-264-4080 FAX 043-264-4680



一般社団法人 千葉南法人会会報

第133号 令和3年3月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会

〒260-0842 千葉市中央区南町 2-22-5

ケービル 201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 麻 雑 重 彦

編集 広 報 委 員 会

編集責任者 秋 庭 重 樹

印刷・会員 (有)丸三印刷所

編 集 後 記

コロナ時代の消費の変化について毎回話題になります。買い物はネットで、外食や映画館へ行く機会は減り、休日は自宅で動画配信などを楽しんでいます。

コロナ禍が1年続き、私たちの生活も様変わりしました。スーパーは食品や日用品の買いだめなどがあり大きく売り上げを伸ばしましたが、外食やレジャーなどが減少し苦境が続いています。ネットで買物をする人が増え、電子商取引が急拡大していることと、映画や音楽をスマホなどで楽しむコンテンツ配信も高い伸びが毎日続いているといえます。

しかしその一方で、雇用所得が悪化し、給料が減ったり、職を失ったりする人が増えているので、今後コロナの影響により将来の所得に対する不安が高まっています。

各企業も新しい分野への展開や業態の転換、事業・業種転換の取組や再編など思い切った事業再構築を考えていかなければならないのでは。

ウイルスは本来、完全に撲滅したり、排除することはできません。「ウイルスとの戦争」というイメージは好ましくない、このウイルスを乗り越え、日常的なものとしてうまく付き合い、共生関係の状態に達することがこの先の望ましい形ではないだろうかと生物学者は言います。

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴
税 理 士 景山 秀貴

お客様との信頼関係を第一に考え
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436 (41) 2689 (代表) FAX 0436 (41) 2430

千葉南法人会会員

タカハシ

買取・販売

質

辰巳通り若宮団地入口

営業時間 ● AM8:00~PM8:00

定休日 ● 毎月8・17・18・28日

タカハシ商会

検索

有限会社 タカハシ商会

代表取締役 高橋正宏

〒290-0005 市原市山木1147-4

TEL 0436-41-3098

FAX 0436-41-3125

2021年 一般社団法人 千葉南法人会 生活習慣病健康診断のご案内

充実の内容を短時間で
受診頂けます(約2時間)

会員特別料金

健診日・健診会場：2021年7月6日(火)、8日(木)、13日(火)、15日(木)
五井グランドホテル(市原市五井5584-1)

受付時間：9:30～11:00

※料金はすべて税込

コース名・検査項目	一般料金	会員特別料金	値引き額
総合コース Aコース+超音波(腹部・胆・肝・膵・腎・脾5臓器) +腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9)検査+ C型肝炎検査 喀痰検査を専用容器代のみで実施500円	54,100円	38,300円	-15,800円
Aコース 視力検査・聴力検査・呼吸器系・循環器系 ・消化器系・腎機能検査・肝機能検査・膵機能検査・ 糖代謝検査・高脂血症検査・高尿酸血症検査・ 血液検査・便潜血検査・眼底検査・眼圧検査・診察等	28,700円	22,500円	-6,200円
Sコース Aコースの消化器系(胃部X線・便潜血) 検査を省略したコース	22,500円	17,700円	-4,800円

協会けんぽ(全国健康保険協会)被保険者の方は上記会員特別料金より、さらに7,529円の補助が受けられます。
補助の対象は①総合コース、Aコースを受診(Sコースは対象外になります)②35歳～74歳までの方となります。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

オプション検査	上記各コース受診の方に対し、 ご希望により行います(別料金)
アミノインデックス検査 1回の採血で複数のがんの可能性を評価 血液中のアミノ酸濃度からがんである可能性を評価します。	22,800円
Lox-index 検査(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスクの検査) 動脈硬化に関する物質を測定し、将来的危険度を知ることが出来ます。(採血検査)	13,500円
頸動脈超音波検査 超音波画像により動脈硬化の状態がわかり、各疾患(脳卒中、脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、狭心症、心筋梗塞、甲状腺等)の予防に役立ちます。	7,600円
女性健診(女性対象超音波検査) 乳房・下腹部(子宮・卵巣)を超音波で検査します。 (女性スタッフが下腹部の視診、触診はいたしません)	4,300円
NEW MAST48mix(アレルギー検査) 一度に36項目(48種類)のアレルギーの原因物質を見つけます。(採血検査)	15,400円
ABC 検診(胃ガンリスク検診) ピロリ菌とペプシノゲン検査の結果から、胃がんのリスクを分類します。(採血検査)	4,700円
CYFRA(肺ガン腫瘍マーカー) 男性・女性問わず近年増加傾向の肺がんの有効です。(採血検査)	3,600円
前立腺腫瘍マーカー検査(PSA) 前立腺の異常に的を絞って反応し膀胱腫瘍等発見されます。(採血検査)	3,600円

法人会おすすめ!
一年に一回
健康診断を
受けましょう!



NEW 新型コロナウイルス抗体検査 6,600円(税込) ※単独で実施可能です ※健診結果はご受診者様のご自宅へ送付
新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)に対する抗体(IgGを含む)を検出する定性検査です。感染の既往を示す抗体保有の有無を確認します。採血検査

※従業員・パート等の健診料金は福利厚生費として認められます。但し、役員のみを受診では認められません。詳しくは、税務署法人課税部門へ。

★申し込み方法 裏面申込書または別送の封書(4月ごろ到着)をご覧ください

一般財団法人 全日本労働福祉協会

お申込み・健診料金等のお問い合わせ
渉外部 TEL: **03-5767-1714**
受付時間(平日): 9:00～12:00、13:00～17:00

検査内容・健診結果・事後フォロー・健診相談のお問い合わせ
健康支援室 TEL: **03-3786-5360**
受付時間(平日): 9:00～12:00、13:00～16:30